

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
疾 病 対 策 課

目 次

	頁
1. 難病対策について	
(1) 難病対策の見直しについて……………	1
① 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行……………	1
② 医療費助成の対象となる疾病の拡大……………	1
③ 難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための 基本的な方針について……………	1
(2) 難病対策平成27年度予算（案）及び各種事業について……………	1
① 難病医療費等負担金について……………	2
② 特定疾患治療研究事業について……………	2
③ 難病特別対策推進事業について……………	3
ア 難病相談支援センター事業等について……………	3
イ 難病医療提供体制整備事業について……………	3
ウ 難病患者地域支援対策推進事業について……………	4
エ 神経難病患者在宅医療支援事業について……………	4
オ 難病患者認定適正化事業について……………	4
カ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業について……………	5
④ 難治性疾患実用化研究事業等について……………	5
⑤ 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について……………	5
⑥ 難病情報センター事業について……………	5
⑦ 難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について……………	5
⑧ 特定疾患医療従事者研修事業について……………	6
⑨ C J Dサーベイランス体制の強化等について……………	6
⑩ その他関連事業について……………	6
ア 在宅人工呼吸器使用患者支援事業について……………	6
イ 災害時における人工透析及び難病患者等への対応について……………	7
ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金への対応について……………	7
エ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病について……………	7
オ 難病患者サポート事業について……………	7
2. エイズ対策について	
(1) H I V検査・相談事業について……………	8
(2) 感染者等の長期療養体制の整備について……………	9
(3) その他……………	9
3. ハンセン病対策について	
(1) ハンセン病問題の経緯について……………	10
(2) 地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策 の実施について……………	12
(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について……………	13
4. リウマチ・アレルギー対策について	
(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について……………	14
(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について……………	14
(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について……………	15
5. 腎疾患対策について	
(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について……………	15
(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について……………	15
6. 慢性疼痛対策について……………	16

1. 難病対策について

(1) 難病対策の見直しについて

①「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行

特定疾患治療研究事業については、対象疾患を拡大してほしいとの要望がある一方、都道府県の超過負担が生じており、安定的な財源の確保が必要となっていたほか、難病患者に対する医療、福祉、就労等の総合的な対策が求められていることから、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、平成23年9月より難病対策全般の見直しを精力的に進めてきた。

平成25年12月に「難病対策の改革に向けた取組について（報告書）」が取りまとめられ、その後、平成26年第186回通常国会において、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が成立し、本年1月1日に施行された。

②医療費助成の対象となる疾病の拡大

難病法では、医療費助成の対象となる疾病を指定することとしており、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会での議論を踏まえ、110疾病を指定し、本年1月1日より助成を開始した。1月1日の施行にあたっては既認定者の受給者証発行事務に加えて、指定医の指定、指定医療機関の指定など短期間で事務が重なったが都道府県の多大なご尽力により法律が施行された。

更に、本年7月を目処に約300疾病に拡大する見込みであり、1月23日より指定難病検討委員会を再開し、議論を始めている。今後は、パブリックコメントを経て、疾病対策部会でとりまとめられ、5月末～6月上旬頃に告示できるように準備を進めているが、1月の施行時同様、準備期間が短期間となることが想定されるので、引き続きご協力願いたい。

また、本年度末に各都道府県における新制度施行状況調査を行う予定であるので、併せてご協力願いたい。

③難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針について

難病法では、厚生労働大臣は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとしている。基本方針を策定するにあたっては、難病法第4条において、厚生労働大臣は厚生科学審議会の意見を聴くこととされており、本年2月17日に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において議論を開始した。

本年夏を目処に基本方針を策定し、医療、福祉、就労等を含めた難病患者への総合的な対策を推進していくこととしている。

(2) 難病対策平成27年度予算（案）及び各種事業について

平成27年度予算（案）においては、

- ・難病患者に対する法律に基づく新たな医療費助成制度（難病医療費等負担金）
 - ・スモン等の特定疾患患者の医療費負担を軽減する特定疾患治療研究事業
 - ・難病相談支援センター事業等による地域における難病患者の生活支援
 - ・難治性疾患の原因解明や治療法の確立に向けた難治性疾患実用化研究事業等
- など、難病対策を総合的に推進・充実することとしており、難病対策関係予算（案）として総額約1,231億円を計上した。

①難病医療費等負担金について

難病法に基づく特定医療に要する経費として、平成27年1月より「難病医療費等負担金」を設け、平成27年度予算（案）において約1,111億円の予算を計上している。

②特定疾患治療研究事業について

新制度へ移行しない「スモン」及び「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）」については、引き続き予算事業で助成する必要があるため、従来の特定疾患治療研究事業は平成27年1月1日以降も継続して実施することとし、平成27年度予算（案）において8億円を計上している。

なお、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」については、平成26年12月31日までに当該疾患により当該事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている場合には、引き続き当該事業の対象となる。

特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて

- 1) スモン（SMON）は整腸剤キノホルムの副作用による薬害で、「亜急脊髄・視神経・末梢神経障害」の略である。主症状は視覚、感覚、運動障害であるが、このほか中枢神経及び末梢神経が侵されることによる様々な症が全身に幅広く併発する疾患であることが認められている（注）。
- 2) スモン患者に対する医療費については、スモンの患者救済策の観点から特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の自己負担分を公費負担（補率：10／10）としている。
- 3) 本年1月から施行された難病法との関係で、スモンが指定難病ではなかったことから、一部で医療費助成がなくなると誤認している事案がみられるで、各都道府県におかれては、スモン患者については、薬害の被害者であることを十分ご理解のうえ、引き続き特定疾患治療研究事業の適用であることを医療機関等にも事あるごとに周知いただくようお願いする。

（注）症状

神経症状（下肢の異常知覚、自律神経障害、頑固な腹部症状等）をはじめとして、循環器系及び泌尿器系の疾病のほか、骨折、白内障、振戦、高血圧、慢性疼痛、めまい、不節痛、腰痛など、歯科疾患を含め、今なお、全身に様々な症状が幅広く併発することから、診療・治療に当たってはスモンによる影響を十分配慮する

ことが必要となっている。

※ 症状の例示であって、スモンの全ての症状を記載しているものではない。

③難病特別対策推進事業について

本事業については、難病患者に対する総合的な相談・支援や地域での受入病院の確保、在宅療養上の適切な支援、安定した療養生活の確保、難病患者とその家族の生活の質の向上に資することを目的として実施している。

本事業の一部は、難病法において療養生活環境整備事業として位置付けられたところであり、本事業の内容の充実を図るため、平成27年度予算（案）で、対前年度約5千万円増の7.2億円を計上した。都道府県においては、平素よりご尽力いただいているが、引き続き事業の実施及び充実に向けて積極的に推進されるようお願いする。

ア 難病相談支援センター事業等について

本事業については、難病患者等の療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域の難病患者等への支援を一層推進するため、平成15年度から開始し、平成19年度には全都道府県に難病相談支援センターを設置した。

本事業は、療養生活環境整備事業として位置付けられており、各都道府県においては、引き続き人材の育成及び予算の確保等を含めた難病患者への支援をお願いする。

なお、平成25年度から、ハローワークにおける就労支援の一環として、全国15箇所^{※1}のハローワークに「難病患者就職サポーター」が配置されているが、平成27年度は全国47ヶ所に配置できるよう、平成27年度予算（案）で対前年度約9千万円増の1.3億円計上したところである。

ハローワークや患者会等とも十分に連携を図っていただき、地域の実情に応じた対応など、今後も特段のご配慮をお願いする。

※1 平成26年度までに全国15カ所の安定所に配置。ハローワークの障害者の専門援助窓口において、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。所管課室は厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課地域就労支援室。

イ 難病医療提供体制整備事業について

本事業は、平成27年度からの事業として、難病医療拠点病院に、様々な医療、福祉支援が複合的に必要で対応が困難な難病患者に対する広域的な医療資源等の調整、専門的な立場からの助言等の役割を担う「難病医療コーディネーター（仮称）」を設置するための経費として、1.3億円を計上した。その他、重症難病患者の適時・適切な入院施設の確保等が行えるよう、都道府県ごとに拠点・協力病院による難病医療体制の整備等を図るものである。

なお、新たな難病医療拠点病院及び難病地域基幹病院等の基本的な考え方等については、基本方針^{※2}等で示す予定である。

また、平成22年度に開始した、在宅療養中の重症難病患者であって、介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を各都道府県の拠点病院に確保するための事業についても、引き続き積極的な活用をお願いする。（平成27年度予算（案）約1.3億円）

※2 難病法の基本方針として、難病患者に対する医療等の推進の基本的な方向、医療を提供する体制の確保、医療に関する人材の養成など定めることとされている。

ウ 難病患者地域支援対策推進事業について

本事業は、難病患者の在宅療養の生活の質の向上を図るため、①患者ごとの在宅療養支援計画の策定・評価事業、②医療相談事業、③難病患者等への訪問相談員の育成、④訪問指導（診療）事業を推進するものである。

各都道府県・保健所設置市・特別区にあつては、難病法に規定する「難病対策地域協議会」^{※3}の設置や、保健所を中心に地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関と十分な連携、地域の実情に応じた支援について、特段のご配慮をお願いする。（平成27年度予算（案）1.2億円）

※3 難病対策地域協議会については、現行の保健所で実施されている連絡協議会などを活用して対応をお願いしたい。

エ 神経難病患者在宅医療支援事業について

本事業は、診断の困難な神経難病の早期確定診断を行うとともに、当該神経難病患者等の療養上の不安を解消し、安定した療養生活を確保するため、一般診療医の要請により都道府県等に配置した専門医による在宅医療支援チームを派遣する体制を確保することを主な目的としており、引き続き体制の確保に向けた取組をお願いする。（平成27年度予算（案）6.7百万円）

オ 難病患者認定適正化事業について

難病法において、支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、都道府県の定める指定医の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならないことし、指定医の区分は難病指定医と協力難病指定医としている。

難病指定医は、「診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、

- ① 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること
- ② 臨床調査個人票（新規用及び更新用）の作成のために必要なものとして都道府県知事が行う研修を終了していること

のいずれかに該当する者であつて、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者」としている。

また、協力難病指定医は、「診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、臨床調査個人票（更新用）の作成のために必要なものとして都道

府県知事が行う研修を終了している者であって、かつ、更新のための臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者」としており、指定医の指定に必要な「都道府県知事が行う研修」を都道府県において開催できる経費として、平成27年度予算（案）で5百万円を計上したところである。

カ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業について

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

（平成27年度予算（案）10百万円）

④難治性疾患実用化研究事業等について

難治性疾患実用化研究事業及び難治性疾患政策研究事業において、難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに、難病政策と一体となった調査研究を推進するため、平成27年度予算（案）において100.3億円を計上した。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病等の医薬品や医療機器をはじめ、再生医療等製品の開発に対する支援を行い、製品化を推進するため、平成27年度予算（案）において2.7億円を計上している。

なお、難治性疾患実用化研究事業については、平成27年度から独立行政法人日本医療研究開発機構において実施される予定である。

⑤難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について

難病患者データの精度の向上と有効活用を図るため、厚生労働省健康局疾病対策課において、新たな患者データ登録システムを開発するための経費として、平成27年度予算（案）で61百万円（開発経費）を計上した。

なお、本システムは、平成28年度の運用開始を目指して開発を行う予定である。

⑥難病情報センター事業について

難病情報センターホームページでは、順次内容の充実を図っており、平成25年度で月平均約260万件のアクセスがなされるなど、難病患者やそのご家族、医療関係者などにご活用いただいている。

都道府県にあっては、引き続き管内の保健所等を通じ本事業の積極的な活用をお願いするとともに、インターネットの活用が困難な難病患者への情報提供についても特段のご配慮をお願いする。

（掲載先URL：難病情報センター（<http://www.nanbyou.or.jp/>））

⑦難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について

難病相談支援センターについては、運営主体、事業規模、職員数等によって異なることから取組内容に差があることや、他の難病相談支援センターの相談事例を知

る機会がないなど課題があったことから、平成24年度から厚生労働省補助事業として、公益財団法人難病医学研究財団において全国の難病相談支援センターの取組内容等について情報提供するためのネットワークの整備を進めてきたところである。昨年4月より本格的に稼働し、現在21の難病相談支援センターにおいて運用が行われているが、未整備の難病相談支援センターにおいては、本ネットワークシステムを活用し、難病患者及びその家族の方から相談支援や他の難病相談支援センターとの連携強化・相互支援に取り組んでいただきたいので、各都道府県においてもご配慮をお願いする。

⑧特定疾患医療従事者研修事業について

本事業は、地域保健活動に従事する都道府県等の保健師等を対象とした研修と難病相談支援センターの職員に対する研修を平成23年度より国立保健医療科学院で実施している。

この研修は、都道府県職員のほか、難病相談支援センター業務に従事する非常勤職員等も参加対象であるので、都道府県等におかれては、引き続き研修の周知及び職員の参加について特段のご配慮をお願いする。

⑨CJDサーベイランス体制の強化等について

クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）等に関するサーベイランスについては、厚生労働科学研究班のCJDサーベイランス委員会（以下「委員会」という。）が、臨床調査個人票及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づくCJDの届出などに基づく症例の把握により実施している。

CJD等はその病態が特殊であり、迅速な患者発生状況と臨床情報の把握が必要なため、従来より関係通知により委員会等への情報提供の徹底について依頼しており、引き続きご協力をお願いする。

なお、国庫補助対象として、

- ・ 保健衛生施設等設備整備費補助金の重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業においては、CJD確定診断（剖検）支援の一環としての検査機器（電気メス及び電気鋸）
- ・ 神経難病患者在宅医療支援事業においては、CJDの確定診断（剖検）に要する経費

を対象経費としていることから、可能な限りCJDの確定診断（剖検）を行っていただくほか、CJD対策の相談体制については、既に送付しているCJD専門医リストを参考の上、患者や家族等からの相談に十分な対応をお願いする。

⑩その他関連事業について

ア 在宅人工呼吸器使用患者支援事業について

これまで特定疾患治療研究事業の中で、ALS等の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、原則として1日につき4回目以降の訪問看護を行ってきた。

今後は、難病法第28条の療養生活環境整備事業の1つと位置づけ、患者の療養実態の把握等を行う事業として実施することとしているので、引き続き円滑な実施のためのご協力をお願いする。

イ 災害時における人工透析及び難病患者等への対応について

災害時における人工透析及び難病患者等への対応について、「厚生労働省防災業務計画」に基づき対応しているが、地震や台風等の大規模災害が頻発している状況に鑑み、災害時の人工透析及び難病患者等への医療の供給体制の確保が迅速に行えるよう、人工透析及び難病患者等の被害や医療供給体制の支障等について情報を得た場合は、厚生労働省健康局疾病対策課に速やかに情報提供願いたい。

ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金への対応について

都道府県労働局・ハローワークにおいて、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度から「難治性疾患患者雇用開発助成金」を創設（平成25年度より発達障害者雇用開発助成金と統合）し、指定難病患者等を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行っており、平成27年1月1日の難病法の施行に伴い、新たに医療費助成の対象となった指定難病患者についても支給対象とする拡充を行ったところである。

難病相談支援センター等において、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/hattatsu_nanchi_pamphlet01.pdf）に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知にご協力いただくとともに、都道府県労働局・ハローワークと連携するなど、本事業の効果的な実施にご協力をお願いしたい。

エ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病について

本年1月1日より、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業の障害福祉サービス等の対象となる疾病が、130から151に拡大されたところである。

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/002.pdf>）に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知にご協力いただくとともに、福祉部局と連携するなど、本事業の効果的な実施にご協力をお願いしたい。

なお、指定難病の検討を踏まえ、3月9日より障害者総合支援法対象疾病検討会を再開し、議論を始めており、本年夏から秋頃を目途に対象疾病を拡大する予定である。

オ 難病患者サポート事業について

本事業は、難病患者・患者家族の療養や生活上の不安、ストレス解消に向け

た支援や、患者団体等の活動を支援するため、平成23年度より実施しており、引き続き支援策の充実を図る。

2. エイズ対策について

我が国における平成25年のHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者等」という。）の新規報告数の合計は1,590件、平成26年の第1四半期から第4四半期までの速報値は、1,520件となっており、ここ数年1,500件程度で推移している。

報告数の年齢別内訳では、20代から30代の割合が多く、また、感染経路別内訳では、性的接触（特に男性同性間性的接触）が大部分を占めている状況である。

また、保健所等におけるHIV抗体検査件数は、平成25年は、136,400件、平成26年は、145,048件と2年続けて増加した。（過去最多は、平成20年の177,156件）

感染拡大防止の観点からも、保健所で実施している無料匿名のHIV検査等による早期発見を進めるなど、検査機会の充実や積極的な啓発が重要である。

（参考）

○平成26年第1～第4四半期の新規HIV感染者・エイズ患者報告数（速報値）

第1四半期	HIV	243件	エイズ	89件	計	332件
第2四半期	HIV	276件	エイズ	120件	計	396件
第3四半期	HIV	291件	エイズ	119件	計	410件
第4四半期	HIV	265件	エイズ	117件	計	382件
計	HIV	1,075件	エイズ	445件	計	1,520件

○平成26年の保健所等におけるHIV抗体検査件数

第1四半期	保健所	27,478件	保健所以外	8,011件	計	35,489件
第2四半期	保健所	29,238件	保健所以外	8,691件	計	37,929件
第3四半期	保健所	26,275件	保健所以外	7,786件	計	34,061件
第4四半期	保健所	28,752件	保健所以外	8,817件	計	37,569件
計	保健所	111,743件	保健所以外	33,305件	計	145,048件

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続き、エイズ予防指針に基づき、以下の事項に留意し、エイズ対策に取り組まれるようお願いする。

（1）HIV検査・相談事業について

平成25年11月、HIV感染者が献血した血液の輸血を受けてHIVに感染した事例があったが、各都道府県におかれては、献血担当部門と連携のうえ、HIV検査を無料・匿名で受けることができる保健所を活用するよう、あらためて周知徹底いただきたい。

近年、HIV抗体検査件数は減少傾向にあるが、個人における早期発見・早期治療及

び社会における感染拡大防止の観点から、引き続き、H I V検査普及週間（6月1日～7日）や世界エイズデー（12月1日）に合わせた臨時の検査・相談の実施、迅速な検査や夜間・休日検査等の利便性の高い検査・相談体制の整備をお願いする。

なお、平成23年度より「H I V検査・相談室整備事業」を実施しており、同事業に要する経費については、補助金（保健衛生施設等施設整備費補助金及び保健衛生施設等設備整備費補助金）の対象となっているので活用いただきたい。

（2）感染者等の長期療養体制の整備について

H I V治療の進歩により、高齢化に伴う慢性疾患や透析等の治療、介護の問題が増えているものの、知識・技術不足や差別・偏見により、十分な体制が整備されているとは言えない状況である。

感染者等に対する在宅医療・介護の環境を整備するためには、地域での保健医療サービスと福祉サービスの連携が必要であり、これを踏まえ平成24年度より介護施設や訪問看護の職員を対象に中核拠点病院での実地研修事業を行っている。各都道府県においては、介護施設や中核拠点病院と連携しつつ、これらの研修を活用し、感染者等に対する在宅医療・介護環境の整備を積極的に進めていただきたい。

また、各都道府県において中核拠点病院を設置いただいているところであるが、未だ各ブロックのブロック拠点病院に患者が集中している現状がある。これを踏まえ、平成24年度より、中核拠点病院の看護師がH I V医療に必要なチーム医療の調整及びブロック・治療拠点病院等との調整に必要な能力を習得することを目的とした研修事業を開始しているため、積極的にご活用いただきたい。

また、糖尿病等の罹患により、腎障害を合併し、人工透析の処置を必要とする感染者等が増加している。透析に関しては、H I V感染患者透析医療ガイドラインの周知を改めてお願いするとともに、感染者等が住み慣れた地域で透析医療を受けられるよう、地域の透析医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

（3）その他

①エイズ対策促進事業について

エイズ対策の推進を図る観点から、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた対策の企画・立案を行う「エイズ対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）等の設置・運営をお願いしている。

既に推進協議会等を設置・運営している都道府県等におかれては、引き続き積極的な活用をお願いするとともに、未設置の都道府県等におかれては、設置の上、地域の関係団体等との連携・協力によりエイズ対策の円滑な実施を図るようお願いする。

②先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について

本事業の対象となる医療の範囲については、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）により「先天生成血液凝固因子欠乏症」「血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病」と通知しているところであ

る。

各都道府県におかれては、公費負担の対象となる医療の範囲について、あらためて関係機関に周知していただきたい。

③H I V診療等に関する各種マニュアル等の周知について

薬害エイズ患者を含む感染者等に対する医療については、厚生労働科学研究（エイズ対策研究）班や関係学会により各種マニュアル・ガイドラインが作成されているので、各都道府県におかれては、適切な医療が提供されるよう、マニュアル・ガイドラインについて医療機関等へ周知していただきたい。

（掲載先URL：エイズ予防情報ネット（<http://api-net.jfap.or.jp/>））

④歯科の医療体制整備について

歯科の医療体制整備については、「歯科医療機関におけるH I V感染者等の診療体制について」（平成17年5月6日医政歯発第0506001号厚生労働省医政局歯科保健課長、健疾発第0506001号健康局疾病対策課長通知）により示しているが、未だ積極的に感染者等を受け入れる歯科診療所の数は少なく、今後の感染者等の医療需要に十分対応できる状況ではない。H I V治療における歯科診療の充実が図られるよう、地域の歯科医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

⑤NGO等への支援事業について

より効果的なH I V感染予防の普及啓発や患者支援を行うためには、H I V陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動が必要であり、国はその活動へ支援を行っている。コミュニティセンターにおける男性同性愛者向けの予防啓発活動や、陽性者支援のための電話相談事業等を実施しているので周知いただきたい。

各都道府県においても男性同性間で性的接触を行う者（MSM）向けの予防啓発や、保健所等におけるH I V検査相談に関する啓発資材の作成の際に、各コミュニティセンターを活用する等、個別施策層に対する対策を積極的に進めていただきたい。

3. ハンセン病対策について

（1）ハンセン病問題の経緯について

厚生労働省においては、平成8年の「らい予防法」廃止以降、平成13年5月の国家賠償請求訴訟熊本地裁判決での敗訴に対して、同月23日に政府として控訴しないことを決定し、同月25日に内閣総理大臣談話及び政府声明を発表した。

また、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、同年6月15日に議員立法で「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同月22日に公布・施行され、ハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策を実施してきた。

これらの取組により、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題については一定の解決が図られたが、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉回復等に関し、未解決の問題が残されていた。このような状況を踏まえ、これらの問題の解決の促進に関して必要な事項を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成２１年４月１日より施行され、各種施策を引き続き実施してきた。

さらに、昨年１１月に促進法が一部改正され、新たに特定配偶者等支援金が創設されたところである。

①私立ハンセン病療養所における療養等の確保

私立ハンセン病療養所の入所者に対する医療、給与金の支給等福祉事業及び療養所の運営に要する経費を補助することにより入所者の福祉の増進を図ることとしている。（国立ハンセン病療養所における療養及び生活の保障は、医政局において実施。）

※ハンセン病療養所入所者数（平成２６年１２月現在）

施設数 １４カ所（国立１３カ所、私立１カ所）

入所者数 １，７５８名

平均年齢 国立１３園 ８３．６歳（平成２６年５月１日現在）

私立 神山 ８５．１歳（平成２６年５月１日現在）

②社会復帰の支援及び社会生活の援助

療養所を退所したハンセン病元患者の社会復帰等を支援するため、退所者給与金及び非入所者給与金の支給、退所者等に対する相談事業等を実施。

また、昨年１１月、促進法の一部改正により、本年１０月から、退所者給与金受給者の配偶者等への支援金（特定配偶者等支援金）の支給が行われる。

※特定配偶者等支援金の概要

退所者給与金受給者が死亡した後の遺族の生活の安定等を目的とし、退所者給与金受給者の扶養対象となったことがある配偶者及び一親等の尊属を対象とする。支給額は全国一律に１２８，０００円（予定）とする。

③名誉回復及び死没者の追悼

ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための中学生向けパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催、社会交流支援事業や普及啓発資料の作成のほか、療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の支給等を実施。

④親族に対する援護

ハンセン病療養所に入所したことにより、その家族が生計困難になった場合に、その家族に対して、生活保護の基準の例により援護（生活援助、教育援助、住宅援

助、出産援助、生業援助、葬祭援助）を実施。

- (2) 地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について
促進法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、ハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施をお願いします。

①普及啓発について

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るためには、普及啓発を継続的に実施することが重要であることから、各地方公共団体においては、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発について、より一層の取組をお願いします。

なお、地方公共団体がハンセン病に対する偏見・差別の解消等に向けた新たに取り組む普及啓発事業を支援する「ハンセン病対策促進事業」を平成24年度から実施しているので、本事業を積極的に活用し、地域におけるハンセン病問題の解決に向けた施策の推進にご協力をお願いします。（一事業当たり250万円を上限）

②相談及び情報の提供等について

促進法第17条において、「国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずる」とされている。

各地方公共団体においては、退所者や退所希望者等に対する社会生活支援に関する相談事業の充実をお願いします。

また、退所者に対する公営住宅の斡旋・優先入居、ハンセン病療養所死没者の納骨、改葬に対する支援などについても引き続きご配慮をお願いします。

③子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯臨時特例給付金を支給している。国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者が要件を満たせば子育て臨時給付金の対象となるので、対象となる方への周知をお願いします。（26年度は臨時福祉給付金との併給調整を行ったため、対象外とされていたが、27年度は併給調整を行わないため対象とされている。）

④情報の共有及び連携について

国と地方公共団体との情報の共有や連携の強化を図るために平成21年度から「ハンセン病問題対策促進会議」を開催しており、平成26年度は、平成27年3月12日に開催する。

ハンセン病問題の解決の促進のためには、各都道府県、厚生労働省及びハンセン病療養所の連携、協力、支援等が不可欠であり、引き続き担当者の出席をお願いします

る。

(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について

促進法第18条において「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」とされている。

厚生労働省においては、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努めるなど、普及啓発を継続的に実施していくこととしている。

①国立ハンセン病資料館について

国立ハンセン病資料館は、促進法第18条において、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を行うための拠点として、平成19年4月の再オープン以来、普及啓発、情報発信、交流の拠点として、様々な取組を行っている。

平成25年度は約2万6千人、オープン以来21年間で約32万人が来館しており、引き続きハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発に向けた取組を推進していく。

②重監房資料館について

促進法第18条やハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、普及啓発事業の一環として、ハンセン病隔離政策の歴史において象徴的な施設である重監房（特別病室）の一部を再現し、群馬県草津町の国立療養所栗生楽泉園隣地に重監房資料館を整備した。平成26年4月30日のオープン以来8ヶ月での来館者数は約8千人であり、各都道府県におかれては、こちらの重監房資料館も、啓発活動に活用していただきたい。

③ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

厚生労働省が主催する「ハンセン病問題に関するシンポジウム」を平成16年度から開催しており、引き続きシンポジウムの開催について御協力をお願いする。平成26年度は、平成27年1月31日に熊本県熊本市で開催した。熊本県、熊本市など関係者の御協力に感謝申し上げる。

療養所所在都県でのシンポジウムは一通り終えたことから、今後は療養所非所在道府県で開催していく予定であり、平成27年度は北海道で開催を予定している。その他の療養所非所在府県におかれても、平成28年度以降のシンポジウムの開催について、ご検討頂きたい。

④らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日について

平成21年度より6月22日※を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省主催の追悼、慰霊と名誉回復の行事を実施している。

(※6月22日：「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日)

平成27年度も同様の行事の実施を予定しているが、詳細な内容については追って連絡する。

⑤らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の提訴期限について

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟については、らい予防法を廃止した平成8年4月から20年後の平成28年3月末に提訴期限が到来する。都道府県におかれては、期限の県民への周知について御協力をお願いする。

4. リウマチ・アレルギー対策について

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患を有する患者は、国民の約50%にのぼると言われており、放置できない重要な問題となっていることから、平成23年8月の「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー疾患対策の方向性等」に基づき、リウマチ・アレルギー対策を総合的・体系的に推進しているところである。また、第186回通常国会において、自民党・公明党より提出された「アレルギー疾患対策基本法」が平成26年6月に成立したところであり、アレルギー疾患対策に関し、基本理念や基本的施策を定め、アレルギー疾患対策を総合的に推進することとされている。平成27年12月までには、本法律が施行されるため、現在、アレルギー疾患対策推進協議会の設置、アレルギー疾患対策基本指針の策定に向けた準備を行っている。各都道府県等においては、本方向性等及び本法律を踏まえ、今後のリウマチ・アレルギー対策を推進されるよう取組をお願いする。

(1) リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について

本事業は、各都道府県等の保健関係、福祉関係従事者等を対象に、リウマチ・アレルギー疾患についての必要な知識を修得させ、地域における相談体制を整備することを目的として、平成13年度より実施してきた。

本研修会は平成27年度も引き続き実施する予定であり、開催地を全国5箇所に増やしていることから、各都道府県等にあっては、研修会への職員の派遣及び受講希望者の募集について、保健関係、福祉関係、医療関係等部局並びに各都道府県等管轄地域内の医療従事者等への呼びかけ等、特段のご配慮をお願いするとともに、当研修会の成果を活用する等により、地域の実情に応じた各種普及啓発事業の積極的な展開をお願いする。

(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について

リウマチ・アレルギー疾患については、病因・病態が未だ不明で根治療法がない状況下において、民間療法も含め情報が氾濫していることから、正しい情報の普及を強化することを目的として、厚生労働省ホームページに「リウマチ・アレルギー情報

(<http://www.allergy.go.jp/>)」を開設し情報提供をおこなっている。

また、平成19年度よりアレルギー相談センター (<https://www.immune.jp/allergy/consults/>) を設置し、アレルギー疾患患者及びその家族等に対しての相談事業を実施しているので、関係各位に対してのアレルギー相談センターの周知をお願いしたい。

(3) リウマチ・アレルギー特別対策事業について

本事業は、地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させることを目的として、普及啓発事業や医療関係者向けの研修等を推進しているところであり、本事業の積極的な活用をお願いする。

5. 腎疾患対策について

我が国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、平成25年末には約31万人が透析療法を受け、透析を必要とする患者は年約1万人以上のペースで増え続けている状況にある。また、腎不全による死亡は全疾患の中で8位になっており、新規透析導入患者等腎疾患患者の重症化を早期に防止することが急務である。

このような状況を踏まえ、平成20年3月に腎疾患対策検討会において、今後の腎疾患対策を総合的かつ体系的に推進するため、「今後の腎疾患対策のあり方について」を取りまとめ、都道府県等に通知したところである。各都道府県においては、本報告書を踏まえ、今後の腎疾患対策を推進されるようお願いする。

(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

CKDは、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行えば、予防・治療や進行の遅延が可能な疾患である。しかし、患者数は極めて多く、腎機能異常に気付いていない潜在的なCKD患者の存在も推測されている。また、すべての患者に腎臓専門医が対応するのは困難であるため、腎臓専門医以外にもCKD患者の診療を担うかかりつけ医をはじめとする医療関係者等の人材育成が必要である。

このため、CKDに関する正しい知識の普及啓発等を図るため、平成21年度から、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業として、各都道府県に連絡協議会を設置し、かかりつけ医、保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者等一般向けの講演会等の開催をお願いする。

(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について

CKDについて、正しい知識の普及啓発を図るため、世界腎臓デーに慢性腎臓病（CKD）シンポジウムを開催する（平成27年3月12日（木）東京都千代田区「東京国際フォーラム」）。各都道府県においても様々な機会を通じて、慢性腎臓病（CKD）に関する普及啓発に努めていただきたい。

6. 慢性疼痛対策について

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。平成22年度に開催した「慢性の痛みに関する検討会」の提言を踏まえ、慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、「からだの痛み相談・支援事業」を平成24年度より実施している。各都道府県等においては、研究の成果やからだの痛み相談・支援事業を活用いただき、より一層の慢性疼痛対策の推進をお願いする。

- ・ からだの痛み相談・支援事業 (<http://www.pain-medres.info/contact/index.html>)

疼痛患者・患者家族が症状や窮状を訴えても医療機関や行政機関からの的確な診断や助言が得られないことがある現状を改善するため、患者の症状や境遇に合わせた的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等、患者の受け皿的機関を設けることとしており、関係機関への周知等、ご協力をお願いする。

(事業内容)

- ① 痛みに関する電話相談
- ② 痛みに関する普及啓発活動
- ③ 医療従事者への研修事業

- ・ 痛みセンター

厚生労働科学研究事業の「慢性の痛み対策研究事業」において、慢性疼痛の病態解明、治療方法の開発等を推進するとともに、各診療科等の連携に基づいた集学的（学際的）な診療体制の構築について研究を行い、包括的な慢性疼痛治療を行うことができる診療体制（以下、「痛みセンター」）の基盤づくりを推進している。現在、18箇所の大学病院が痛みセンターに参画している。

(18の大学病院名)

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| ・ 札幌医科大学 | ・ 福島県立医科大学 | ・ 東京慈恵会医科大学 |
| ・ 新潟大学 | ・ 獨協医科大学 | ・ 東京大学 |
| ・ 順天堂大学 | ・ 日本大学 | ・ 愛知医科大学 |
| ・ 滋賀医科大学 | ・ 富山大学 | ・ 大阪大学 |
| ・ 岡山大学 | ・ 三重大学 | ・ 高知大学 |
| ・ 九州大学 | ・ 愛媛大学 | ・ 山口大学 |